

一般教育訓練明示書

講座の名称	精神保健福祉士養成通信課程(短期)実習なし				
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 7 回)				
指定講座番号(15桁)	0420133	—	2510022	—	6
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 令和7年5月1日	過去一 年の講 座実績	入講者数(累積)(0人)	修了者数 (0人)	
訓練期間	9ヶ月		総訓練時間	1260時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		精神保健福祉士			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		本課程に9ヶ月以上在籍し、所定の科目について修了認定されること、かつ、精神保健福祉士法第4条及び第7条第2号、第5号、第8号、第11号の規定に基づき、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を習得すること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		(職種)精神科ソーシャルワーカー、精神保健福祉相談員、医療ソーシャルワーカー 等 (業界等)精神科病院、精神保健福祉センター、保健所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設 等			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
精神医学と精神医療		168	「最新 精神保健福祉士養成講座1 精神医学と精神医療」(中央法規出版)		
現代の精神保健の課題と支援		168	「最新 精神保健福祉士養成講座2 現代の精神保健の課題と支援」(中央法規出版)		
精神保健福祉の原理		168	「最新 精神保健福祉士養成講座5 精神保健福祉の原理」(中央法規出版)		
ソーシャルワークの理論と方法		168	「最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座 12 ソーシャルワークの理論と方法[共通科目](中央法規出版)		
ソーシャルワークの理論と方法(専門)		168	「最新 精神保健福祉士養成講座6 ソーシャルワークの理論と方法[精神専門]」(中央法規出版)		
精神障害リハビリテーション論		84	「最新 精神保健福祉士養成講座3 精神障害リハビリテーション論」(中央法規出版)		
精神保健福祉制度論		84	「最新 精神保健福祉士養成講座4 精神保健福祉制度論」(中央法規出版)		
ソーシャルワーク演習(専門)		252	「最新 精神保健福祉士養成講座7 ソーシャルワーク演習[精神専門]」(中央法規出版)		
		合計 1260			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		指定施設における1年以上または2年以上の相談援助業務(学歴等に応じて期間が異なる)			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		・福祉系大学等で精神保健福祉に関する基礎科目を修めて卒業後、相談援助実務の経験が1年以上 ・福祉系短期大学等(3年)で精神保健福祉に関する基礎科目を修めて卒業後、相談援助実務の経験が1年以上 ・福祉系短期大学等(2年)で精神保健福祉に関する基礎科目を修めて卒業後、相談援助実務の経験が2年以上 ・社会福祉士登録者で相談援助の実務経験が1年以上			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	※実績なし	人			
② ①のうち目標資格の受験者数		人	受験率(②/①)		%
③ ②のうち合格者数		人	合格率(③/②)		%
④ 上記②・③の回答者数		人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業	人		②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	人			
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	人			
④ 受講後の就業形態	1 正社員	人	④A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業者	人		④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)		
	2 1割以上3割未満増加した	人			
	3 1割未満増加した	人			
	4 変わらない	人			
	5 1割未満減少した	人			
	6 1割以上3割未満減少した	人			
	7 3割以上減少した	人			
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	⑥の回答数合計		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 早期に転職・再就職できる	人			
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	人			
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	人			
	7 趣味・教養に役立つ	人			
	8 その他の効果	人			
	9 特に効果はない	人			
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		レポート評価、面接授業の出席等により総合的に成績を判定し、その合格者(C評価以上)に対して修了を認定する。			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		実施場所: 仙台医療福祉専門学校中央校舎本館 実施時期・期間: 5～11月、合計7日間			
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
評価はA評価(80点以上)、B評価(70点以上80点未満)、C評価(60点以上70点未満)、D評価(60点未満)とし、C評価以上を合格とする。レポートが不合格の場合は、1回に限り再提出を認める。なお、面接授業は教育課程に定める時間数の2/3に満たない場合修了を認定しない。					

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		電話またはインターネットによる学生への助言・指導	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		国家試験対策学習会を実施予定。就職に関しても適宜情報提供を行う。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 北杜学園 (代表者名: 理事長 鈴木一樹)		
住所及び連絡先	仙台市青葉区中央4丁目7番20号 TEL 022-217-8880		
施設名称及び施設長名	仙台医療福祉専門学校 (施設長: 校長 工藤広一)		
住所及び連絡先	仙台市青葉区中央4丁目7番20号 TEL 022-217-8877		
給付制度担当部署・者	仙台医療福祉専門学校 事務局 (担当者: 関根千夏)		
連絡先	TEL 022-217-8877		
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		260,000 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		20,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		240,000 円
	(うち、必須教材費		0 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		円
	① 副読本代 (税込額)		26,000 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		円
	③ 施設維持費 (税込額)		円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		円
3. 総額 (1 + 2) (税込額)		286,000	円

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。)その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。